

地下道活性化ワーキングチーム設置規程

(設置)

第1条 地下道活性化検討委員会（以下、「委員会」という。）設置規程第6条に基づき、本厚木駅東口地下道（以下「地下道」という。）の活性化及び今後の在り方に関する調査研究を行うため、地下道活性化ワーキングチーム（以下、「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(構成)

第2条 ワーキングチームは別表のメンバーをもって組織する。

(所掌事務)

第3条 ワーキングチームは、委員会の活動を支援する。

(リーダーとサブリーダー)

第4条 ワーキングチームは、リーダー、サブリーダー及びメンバーをもって組織する。

2 リーダーは企画政策課長、サブリーダーは市街地整備課長をもって充てる。

3 リーダーは、ワーキングチームを代表し、会務を統括する。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(解散)

第5条 ワーキングチームは、委員会の活動が終了した時に解散する。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、ワーキングチームの運営等に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月13日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

No	所属及び職名	備考
1	企画政策課長	リーダー
2	市街地整備課長	サブリーダー
3	広報課長	
4	文化生涯学習課生涯学習施設担当課長	
5	危機管理課長	
6	セーフコミュニティくらし安全課長	
7	交通安全課長	
8	商業にぎわい課長	
9	都市計画課長	
10	建築指導課長	
11	道路管理課長	
12	道路維持課長	
13	予防課長	